

# 枚方市立五常小学校

## 危機管理マニュアル

令和7年4月改訂版

### 1 方針

- (1) 児童の生命安全の最優先
- (2) 沈着冷静な判断と行動
- (3) 関連諸機関への迅速、正確な通報

### 2 想定される危険 ( )の数字は各事象の項目番号

- (1) 地震の対応
- (2) 火災の対応
- (3) 大雨・暴風・雷・竜巻等の気象変災時の対応
- (4) 1 不審者発生の対応
  - \*不審者対応フローチャート
  - 2 不審者への初めの対応
    - \*不審者への初めの対応例
- (5) 児童の行方不明の対応
- (6) 大きなケガ・アナフィラジー・心停止などの対応
- (7) 虐待への対応
- (8) 情報漏えい(ウイルス・USB紛失等)の対応
  - \*虐待発見フローチャート
- (9) いじめ・死亡事故(自殺)の対応
- (10) 登下校時の不審者事案の対応
- (11) 交通事故発生時の対応
  - \*交通事故発生時の対応フロー
- (12) 校外学習における児童の安全について
- (13) 運動会における児童の安全について
- (14) 授業参観・学級懇談における児童の安全について
  - 参考資料①災害発生時の学級担任マニュアル
  - 参考資料②新たな危機事象への対応(個別の危機管理)

(1) 地震の対応

体制		指揮	校長
		通報連絡	教頭 事務
		避難誘導	各担任
		安全確認	管理棟(支援安全:瀧澤)・北校舎(支援安全:平田)・中校舎1F(2年安全:北條) 中校舎2F(5年安全:清水)南校舎1F(4年安全:宮崎)2F(6年生指:押条)
事前の危機管理	点検	毎月1日の校舎・遊具の安全点検	
	事前指導	<p>① 発生時には、「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せる</p> <p>② ゆれがおさまった時点で</p> <p>1. 手近なものでも頭を保護(なければ手で)</p> <p>2. 避難経路もしくは、上から物が落ちてきにくいルートを選び、校内では運動場、校外では広域避難場所へ避難</p> <p>3. 教室では出入り口を開けたまま、電灯は消す。担任は出席簿(名簿)を携行。</p> <p>③ 移動時の「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」を守る</p>	
	訓練	<p>年に1回避難訓練を行う</p> <p>① 「地震が発生しました」の放送で、発生時とるべき行動をさせる もしくは、緊急地震速報を聞いたときに、発生時とるべき行動をさせる</p> <p>② 発生が授業中なら先生の指示のもと、その他の場合は自分で判断し、運動場に避難させる 安全確認担当教諭は、最終の安全確認後避難する</p>	
	研修	年に1度研修を行う	
発生時	発生直後	<p>① 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せるよう指示</p> <p>② 揺れがおさまったら、避難経路もしくは安全なルートを選び運動場へ避難させる</p>	
	避難後	<p>① 児童の人数確認→取り残されている児童の捜索・救助・応急手当</p> <p>② 担任外で、校舎を見まわり安全確認。管理棟(宮崎)北校舎(岡本)中校舎(浦本・北條)南校舎(福岡)</p> <p>③ 校舎・通路の安全確認</p>	
発生後	震度5弱以上	<p>(震度6弱以上の場合は、自動的に避難所が開設される。管理職が校区自主防災会との連携をとる)</p> <p>① 児童生活環境資料に基づき、連絡する(保護者通知済み)</p> <p>② 担任は、児童生活環境資料を確認し対応する ※周辺被害状況により、保護者・児童を校内に留めおく場合有り</p> <p>③ 負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送</p> <p>④ 通学路安全点検と校区の状況把握(地区担当教諭)</p>	
課業外	参集震度5弱以上	<p>① 管理職は震度5弱で学校参集状況を確認し②以降の指示を行う</p> <p>② 参集できる教職員はできるだけ参集し、担任による児童の安否確認(電話・家庭訪問など) 地区担当教諭による通学路安全点検</p> <p>③ まなびポケットによる情報提供</p> <p>④ 学校教育活動再開に向け、校舎・教室点検</p>	
	対応震度5弱以上	<p>登校前:臨時休校 ※前日の下校以降、登校までに発生した場合は当日 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、原則登校</p> <p>登校中:危険な場所を避け、安全な場所へ一時的に避難→揺れがおさまった後、原則学校と自宅の近い方 在校中:校庭へ避難→以降、臨時休業</p> <p>下校中:危険な場所を避け、安全な場所へ一時的に避難→揺れがおさまった後、原則学校と自宅の近い方</p>	
	備考	<p>・防災無線は職員室後ろ</p> <p>・災害時優先電話 070-2299-4163(職員室常設携帯電話)</p>	

## (2) 火災の対応

体制	指揮	校長
	通報連絡	教頭 事務
	避難誘導	各担任
	安全確認	管理棟(支援安全:瀧澤)・北校舎(支援安全:平田)・中校舎1F(2年安全:北條) 中校舎2F(5年安全:清水)南校舎1F(4年安全:宮崎)2F(6年生指:押条)
	消火班	担外2名:瀧澤、平田 4年安全:宮崎 2年安全:北條
事前の危機管理	点検	①毎月1日の消火器安全点検
	事前指導	① 身近に火災を発見したらすぐに近くにいる教師に連絡し、指示に従う ② 火災の避難放送が入った時、火元を確認し、避難経路もしくは、火元をさけるルートを選び、運動場に避難する ③ 避難時には、必ず口元を手やハンカチでおおい、煙をすいこまないようにする (煙は上に上がるので、姿勢を低くして移動する) ④ 移動時の「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」「ちかよらない」を守る
	訓練	① 年に1回避難訓練を行う ② 校内で「火災発生」と放送をして、火元と避難先を知らせ、発生時とるべき行動をさせ、119番に通報する ③ 消火班は、すぐに火元に集合し初期消火にあたる ④ 発生が授業中なら先生の指示で、その他の場合は自分で判断し、運動場に避難させる 安全確認担当教諭は、最終の安全確認後避難する
	研修	消防署に依頼し、隔年で研修を行う
発生後	発生直後	① 受信盤で火災場所を確認し、電話受話器を持ち現場に行き火災発生の確認後、119番に通報する 枚方市教育委員会(児童生徒課)にも報告する ② 「火災発生」放送を行い、火元と避難先を知らせる 児童は放送をよく聴き先生の指示に従い、先生がいないときは判断して避難する ③ 先生は、避難経路、もしくは煙がこない安全なルートを選び避難させる(各経路図は教室) ④ 消火班担当職員は初期消火を行う
	避難後	① 児童の人数確認→不明児童の捜索・救助・応急手当 ② 校舎・通路の安全確認 ③ 負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送 ④ 保護者への連絡(児童の状況等) ⑤ 授業打ち切り・再開の検討→打ち切りの場合は保護者へのお迎え依頼の連絡 ⑥ 消防署・警察の許可のもと、罹災現場の片付け ⑦ 翌日以降の授業・教室等の検討
	備考	

(3) 大雨・暴風・雷・竜巻等の気象変災時の対応

体制	指揮	校長
	通報連絡	教頭 事務
	避難誘導	各担任
	安全確認	管理棟(支援安全:瀧澤)・北校舎(支援安全:平田)・中校舎1F(2年安全:北條) 中校舎2F(5年安全:清水)南校舎1F(4年安全:宮崎)2F(6年生指:押条)
事前の危機管理	点検	①毎月1日の校舎・遊具点検
	事前指導	<p>&lt;大雨&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登校前に、枚方市に特別警報、洪水警報、土砂災害警戒情報が気象庁から発表されているときは、「非常変災時の措置について」に従う</li> <li>・水路・側溝・マンホールの近くには近寄らない。雨風の強いときにはかさを使用しない</li> </ul> <p>&lt;暴風&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登校前に暴風(雪)警報が発表されているときは、「非常変災時の措置について」に従う</li> <li>・学校にいる時に暴風(雪)警報が発表された時には、メール配信し、(事前に確認した保護者の意向に基づき)教職員引率の下集団下校を行うか、もしくは、保護者の引き取りを要請する</li> </ul> <p>&lt;雷&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳴り出したら、頑丈な建物の中に避難する。収まるまで待つ。広い場所の真ん中や木のそばに立たない</li> </ul> <p>&lt;竜巻&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・頑丈な建物の中に避難する。身を小さくして頭を守る。屋外では、木のそばや倒れやすい建物のそばにいかない</li> </ul>
	訓練	年に1回の避難訓練を行う (保護者引き取り) ・地震訓練で実施する
	研修	特に行わない。
発生效后	初期対応	<p>① 状況がひどいときには、好転するまで学校で待機させる</p> <p>② 下校時刻が大幅に変更になりそうときは、まなびポケットで保護者に連絡する</p> <p>③ 必要に応じて保護者の迎えを依頼する</p>
	事後対応	<p>① 全員で、校舎・校内の安全確認をする</p> <p>② 負傷者は養護教諭の応急手当後、必要に応じて保護者へ連絡し病院へ搬送する</p> <p>③ 校舎や児童に被害があった場合は、教育委員会児童生徒課へ報告する</p>
	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線は職員室後ろ</li> <li>・災害時優先電話 070-2299-4163(職員室常設携帯電話)</li> </ul>

(4) I 不審者発生の対応

体制	指揮	校長
	通報連絡	教頭 事務
	避難誘導	各担任
	緊急対策本部	管理職・生指主任(岡本)
	不審者対応班	担外2名(平田、瀧澤)
	安全確認班	1年生指(千枝)2年生指・安全(北條)3年安全(磯西) 4年安全(宮崎)5年安全(清水)6年生指(押条)
	救護班指揮	管理職・生指主任(岡本)
事前の危機管理	点検	① 来校者のチェック 校門監視 安全監視ボランティア 8:30~12:30 校門監視 シルバー人材センター見守り 14:30~16:30(水 13:30~15:30) 来校証の確認・インターホンでの対応 ② 防犯ホイッスル・ブザーの点検 ③ 西門開門時の付き添い
	事前指導	① 放送を聴き、指示に従う ② 不審者対応班は現場へ急行する ③ 状況が確認できるまで、その場を移動しない ④ 教室にいるときは児童を扉から離し安全確保をする 移動時には「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」「ちかよらない」を守る
	訓練	年に1回避難訓練を行う
	研修	年に1度研修を行う
発生後	発生直後	① 緊急対策本部設置 警察・教育委員会(児童生徒課)への通報(必要に応じて留守家庭児童会も) ② 学校内の教職員・児童に状況を知らせる 児童は放送をよく聴き、指示に従う。慌てて飛び出したりしない ③ 不審者対応班は、現場へ急行する ④ 安全確認班は、子どもの安全確保をした後、不審者対応に向かう 警察がくるまで出来る限りの時間稼ぎをする。ただし必要以上には近づかない (防犯ブザー、電子ホイッスル、火災報知発信機、消火器、いす、ほうきなどの利用) ⑤ 先生は、安全なルートを選び避難させる ⑥ 必要に応じて救急車の手配
	避難後	① 対策本部による役割分担(人数確認 ケガ対応 保護者対応 本部との連絡要員) ② 校舎・通路の安全確認 ③ 負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送 ④ マスコミ対応室を設置。窓口を一本化し、教育委員会と連携し対応する。(校長不在時は教頭) ⑤ 必要に応じてメール配信・集団下校を行ったり、保護者の迎えを依頼したりする
	備考	・防災無線は職員室後ろ ・災害時優先電話 070-2299-4163(職員室常設携帯電話)



## (4)2 不審者侵入時の初めの対応 ―疑い事象への対応から通報まで―

正当な理由なく、校内に立ち入ろうとする人がいた場合には、不審者とみなして児童等の安全を最優先に対応することが必要である。校内で関係者以外の人を見かけた場合の対応について以下具体的に記載する。(次ページ以降に具体の手順を記載する)

不審者かどうかを判断する方法や不審者であることが判明した場合の初期対応(退去を求めるなど)、退去要請に応じなかった場合の通報までの手順とする。訓練によって教職員全員が身に付け、的確な対応ができるようにする。

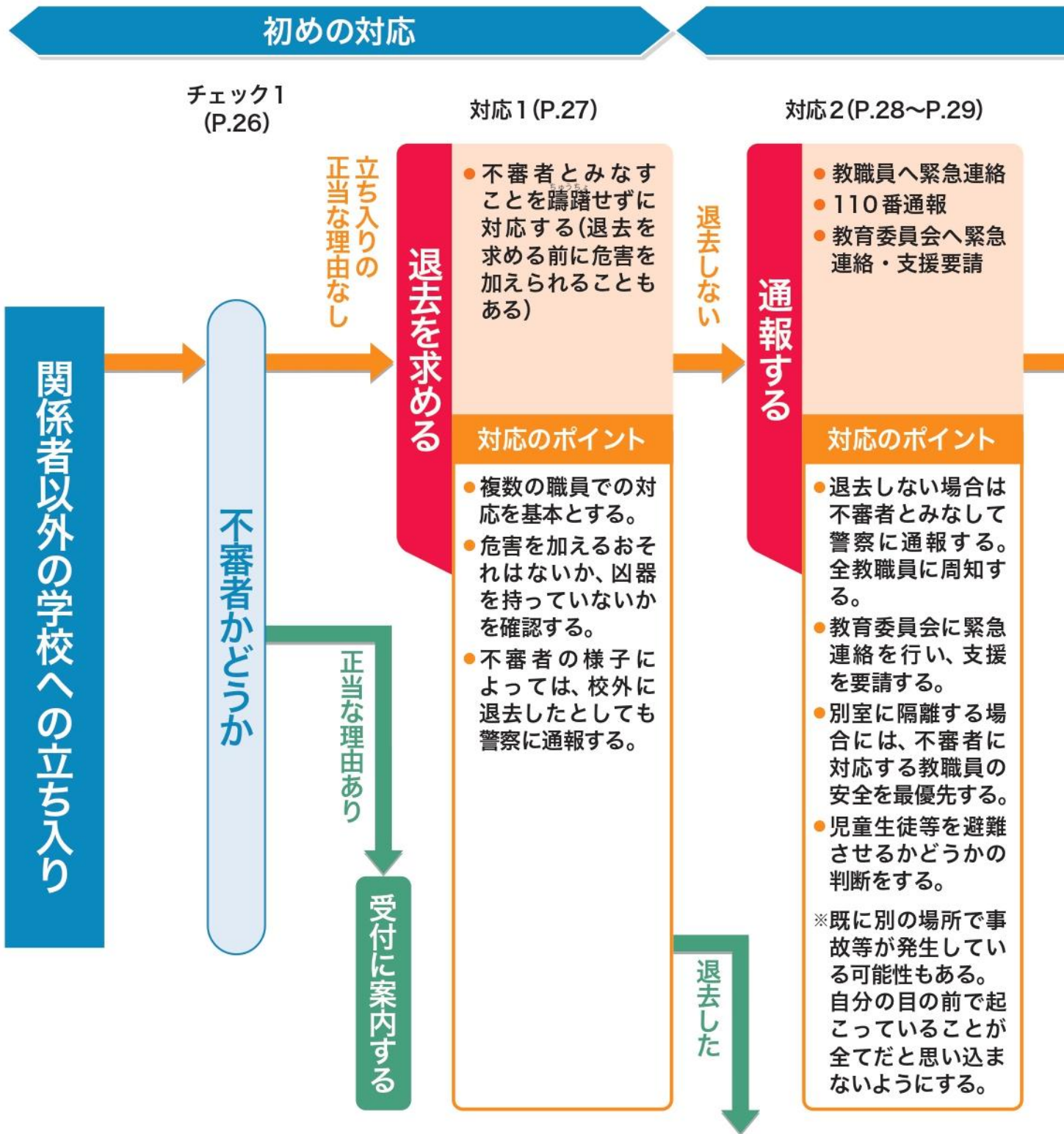
### 1. 記載の視点

- ① 不審者立ち入りへの対応フロー(通報まで)
- ② 不審者か否かの判断方法
- ③ 応援教職員の集め方(緊急放送など)
- ④ 不審者の初期対応(退去を求めるなど)

### 2. 不審者対応の留意事項

- ① 原則として1人では対応せず、応援を得て2人以上で対応する。
- ② 手を伸ばしても届かないよう、相手との距離を保つ。
- ③ 児童等から不審者をできるだけ遠ざける。
- ④ 相手に背を向けない。相手の持っている荷物等から目を離さない。
- ⑤ 別室へ案内する場合は、相手を部屋の奥へ案内し、教職員は入口付近に位置して、入口を開放する(避難経路の確保)
- ⑥ 警報ブザー、ホイッスルの使用、110番通報等ためらわない。
- ⑦ 目の前の状況だけで判断しない。(すでに別の場所で事件発生の可能性もある)
- ⑧ 防御は不審者の取り押さえを目的とせず、児童生徒等に近づけず、警察の到着を待つ。  
(さすまた使用は、こちらとの距離を取り時間を稼ぐための手段とする)
- ⑨ 特に不審者が侵入してしまった場合には、不審者に気づかれぬように他の教職員に情報共有し、児童へ対応を指示する。そのための手段として、緊急放送を行う特定の用語を決めておく

不審者の立ち入りへの緊急対応の例



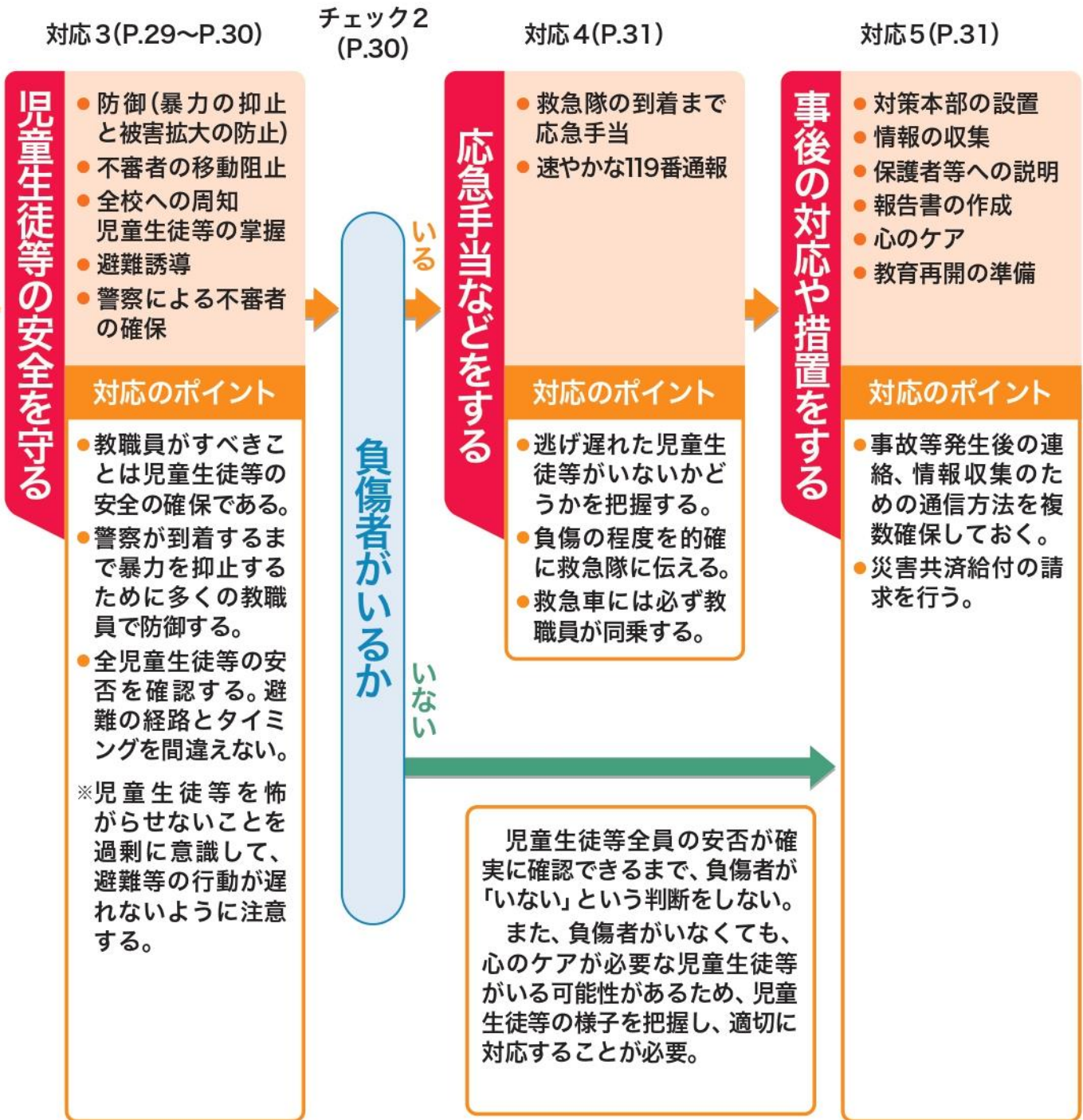
不審者情報の共有

不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内教育委員会は、当該学校の近隣学校（国私立、

各学校においては、以下のフローを参考に、各学校の実情にあった対応ができるよう体制整備や訓練を行う必要があります。

緊急事態発生時の対応

事後の対応等



のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。他市の学校含む)に情報提供する体制を構築しておくことが必要です。

## チェック1 不審者かどうか

学校には多くの方々が、様々な用事で訪れます。しかし、その中には正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうしたりする者があります。それらの者を不審者と呼びます。

学校では、児童生徒等を犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。ただし、相手の感情を高ぶらせて暴力行為を招いてしまうような対応をしないように注意します。少しでも不審な点があると感じた段階で、複数の教職員で対応することを心掛けます。

なお、暴力行為を働いたり凶器を持っていたりする場合には直ちに対応2に移ります。

### 【1】不審者かどうかを見分ける。

#### (1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。

- 来校者の名札、リボン等をしているか。
- 不自然な場所に立ち入っていないか。
- 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
- 凶器や不審物を持っていないか。

※来校者が名札やリボンを付けたりするルールを学校全体で話し合っておき、保護者等に周知しておきます。

※受付場所は校舎外あるいは入口近くにあるのが望ましい。日頃から、全教職員が学校の門や出入口の開閉状況に気を配るように心掛けます。



#### (2) 声を掛けて、用件をたずねる。

- 用件が答えられるか。また、正当なものか。
- 教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
- 保護者なら、児童生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。

#### (3) 正当な理由があっても、名札、リボン等を付けていない場合には必ず受付に案内する。

※対応した教職員だけが「正当な理由のある」来校者と知っていても意味がありません。また、名札やリボン等の重要性を保護者等に理解してもらうことも大切です。



教職員や保護者がIDカードを付けている学校が増えてきています。IDカードの氏名や役職を遠くから読み取ることは不可能ですが、IDカードを付けているかどうかは判別できます。不審な様子を感じたからといって、いきなり取り押さえることはできませんが、IDカードを付けていないことを理由として声を掛けることは難しくないでしょう。IDカードを付けていない来校者には積極的に声を掛け、不審者かどうかを見分けるようにしましょう。

## 対応1 退去を求める

正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。このとき、ほかの教職員に連絡して協力を求め、複数人での対応を基本とします。退去に応じた場合でも、再び侵入するおそれがないかを見届ける必要があります。また、再び侵入しそうな場合、凶器を持っていることが分かった場合、暴力的な言動をした場合など退去に応じない場合は、速やかに警察への通報に移ります。

### 【1】他の教職員に連絡して協力を求める。

- 原則、教職員が一人では対応してはなりません。自身の安全のために適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つことが大切です。

### 【2】言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。

- 相手に対応するときは、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つことが必要です。
- 教職員が持っていたとしても自然である長い定規などを持つことも有効です。
- 毅然とした態度で対応し、いかなる場合であっても、不審者に背を向けないようにします。
- できる限り、児童生徒等がいる場所に不審者を向かわせないようにします。



### 【3】退去に応じない場合には、不審者とみなして「110番」通報する。

### 【4】退去後も再び侵入しないか見届ける。

不審者が退去に応じた後は、以下の対応を行う。

- (1) 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。
- (2) 門や入口が開いている場合には必ず閉めて施錠する。
- (3) 再び侵入したり近くに居続けたりする可能性があるため、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見るようにする。
- (4) 警察や教育委員会に連絡し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校や自治会に情報提供を行う。

※連絡を受けた教育委員会は、近隣の全ての国公立学校に連絡することが必要です。



## 対応2 通報する

退去に応じない場合には、児童生徒等に危害を加える可能性があると考えなければなりません。

校内緊急通報システムや校内放送等を用いてほかの教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請などを行う必要があります。同時に、可能であれば別室に案内して隔離することを試みるとともに、所持品に注意して警察の到着を待ちつつ、児童生徒等を避難させるか判断します。

隔離できない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに対応3に移ってください。

### 【1】校内緊急通報システムや校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請を行う。

- 不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合には、サイレンを鳴らさないでパトカーに来てもらうことも検討します。

### 【2】立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。

- 児童生徒等から遠い位置にある部屋に案内します。
- 複数の教職員で案内します。案内する際には、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにします。
- 別室では不審者を先に部屋の奥へ案内し、教職員は身を守るために入口近くに位置します。
- 不審者と教職員が1対1にならないようにします。
- 教職員がすぐに避難できるように、別室の出入口の扉は開放しておきます。

### 【3】所持品に注意して警察の到着を待つ。

- 凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意します。
- 不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待ちます。
- 到着した警察官が不審者のところに駆けつけられるよう、警察官を案内する教職員を決めておきます。



### 【4】児童生徒等を避難させるかどうかを判断する。

教職員は、自分の目の前で起こっていることだけでなく、学校全体の様子を気に配る必要があります。児童生徒等を避難させるのと教室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く冷静に判断しなければなりません。児童生徒等を避難させる必要がある場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、児童生徒等の安全を守ります。避難を指示する場合は、あらかじめ決めておいた文言を放送で流します。

#### <避難指示の一例>

「これから緊急集会を開きますので、全員〇〇に集合してください。なお、〇年生は〇〇室前の階段を使用してください。」

#### <待機と支援要請の一例>

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。〇〇系の先生は、〇〇へ集まってください。」

不審者への対応については、最初から児童生徒等や教職員に危害を加える目的で侵入してくる場合や、教職員が対応しているうちに豹変して危害を加えてくる場合等、様々な場合が想定されます。

どのような場合であっても、教職員だけで何とかしようと考え、被害が拡大する可能性がありますので、危険を感じた場合は、警察に躊躇なく連絡する必要があります。

## 通報・情報共有

通報は、落ち着いて要点を伝えるようにします。

立ち入りがなかった場合も、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。

連絡のあった教育委員会は、当該学校の近隣学校(国私立、他市の学校含む)に情報提供することが必要です。

### 『110番』通報の要領

- 局番なしの「110」
  - 落ち着いて、例えば  
「△△小学校です。男(女)が侵入して暴れています。子供がけがをしました。すぐに来てください。」
  - その後は、質問に答える形で  
・ 通報者氏名、場所(校外の場合)、電話番号などを落ち着いて知らせる。
- ※「110番」通報をしている場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので「119番」通報をする。



## 対応3 児童生徒等の安全を守る

児童生徒等に危害が及ぶおそれがある事態では、大切な児童生徒等の生命や安全を守るために極めて迅速な対応が必要です。不審者の確保は警察に任せるべきであり、警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先します。

このとき、応援を求め、必ずほかの教職員と協力して組織的に行動することを心掛けます。2～3人の教職員では、刃物を持っている不審者を抑止し、移動を阻止することは極めて困難です。多くの教職員が、防御に役立つものを持って取り囲み、組織的に児童生徒等の安全を守るように心掛けます。

また、こうした事態に備えて、さすまた等については、使用方法を全教職員が理解しておく必要があります。

### 【1】防御(暴力の抑止と被害の防止)する。

対峙した教職員は、児童生徒等から注意をそらさせ、不審者を児童生徒等に近づけないようにすることで、被害(の拡大)を防止しながら、警察の到着を待つ必要があります。教職員の応援を求める際には、警報装置、通報機器防犯ブザー、校内放送等が考えられます。

なお、応援に駆けつける場合は、必ず防御に役立つものを持っていくようにしましょう。

#### 防御に役立つもの(例)



(例)

- さすまた
- 催涙スプレー
- 机・椅子
- 消火器
- ネットランチャー
- 長いものさし
- 傘

さすまた等の不審者を取り押さえるための用具の活用に当たっては、相手に奪われることがないように注意するとともに、複数人でのけん制、取り押さえに配慮しましょう。警察の指導を受けられる講習会等に参加して、正しい使い方を身に付けましょう。

(5) 児童の行方不明の対応

体制		指揮 校長 教頭 生指 主担																	
		通報連絡 教頭 事務																	
		児童の搜索対策班 校長 教頭 首席 生指 安全 当該担任																	
事前の 危機 管理	点検	① 門から出て行く児童のチェック 校門監視 安全監視ボランティア 8:30~12:30 校門監視 シルバー人材センター見守り 14:30~16:30(水 13:30~15:30) ② 西門開門時の立ち番																	
	事前 指導	① 忘れ物等をして、一度学校に入ったら勝手に学校の外へ出ない。 ② 事情がある場合は、担任に許可を得る。 ③ 担任の許可なしに、勝手に教室を出ない。 ④ 下校後は、原則学校に戻らない。忘れものがある時は、保護者同伴とする。																	
	研修	支援の必要な児童については、共通理解を図る。																	
発 生 後	発生 直後	① 児童の搜索対策班で、情報を集約し、子どもの傾向を知る。(課業内・下校時とも) ② すぐに動けるもので校内を手分けして、搜索する(課業内) ③ 15分たっても見つからない場合は、各学年1名召集する。(課業内)(下校時は、全ての職員) ④ 防犯カメラで子どもの退出の様子を知る。																	
	15分 後	① 児童の行きそうな所を中心に、集団下校の5コースに分かれ搜索し、30分後に学校へ戻る (課業中) ② 児童の日ごとの活動を分析し、友人宅に連絡するなど手分けして情報収集を行い、搜索する。 (下校後)																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>低学年表示</th> <th>該当地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①南さつき丘</td> <td>ネコ</td> <td>東中振1丁目 2丁目 菊丘南 山之上</td> </tr> <tr> <td>②日商岩井・四中</td> <td>ラッコ</td> <td>香里ヶ丘5丁目 香里ヶ丘6丁目</td> </tr> <tr> <td>③レジデンス</td> <td>パンダ</td> <td>香里ヶ丘5丁目</td> </tr> <tr> <td>④香里ヶ丘7、8丁目</td> <td>コアラ</td> <td>香里ヶ丘7丁目 香里ヶ丘8丁目</td> </tr> <tr> <td>⑤グリーントウン</td> <td>ペンギン</td> <td>東中振2丁目</td> </tr> </tbody> </table>		コース	低学年表示	該当地区	①南さつき丘	ネコ	東中振1丁目 2丁目 菊丘南 山之上	②日商岩井・四中	ラッコ	香里ヶ丘5丁目 香里ヶ丘6丁目	③レジデンス	パンダ	香里ヶ丘5丁目	④香里ヶ丘7、8丁目	コアラ	香里ヶ丘7丁目 香里ヶ丘8丁目	⑤グリーントウン	ペンギン
コース	低学年表示	該当地区																	
①南さつき丘	ネコ	東中振1丁目 2丁目 菊丘南 山之上																	
②日商岩井・四中	ラッコ	香里ヶ丘5丁目 香里ヶ丘6丁目																	
③レジデンス	パンダ	香里ヶ丘5丁目																	
④香里ヶ丘7、8丁目	コアラ	香里ヶ丘7丁目 香里ヶ丘8丁目																	
⑤グリーントウン	ペンギン	東中振2丁目																	
1時間 後	③ 児童がタブレットなど GPS で位置を確認できるものを所持している可能性があれば、管理職から教育委員会に連絡をして位置情報を確認してもらう。																		
1時間 後	① 全ての教職員を招集し、経過報告を行い、混乱を招かないよう適宜児童に指導する。 ② 教育委員会(児童生徒課)に連絡する。 ③ 保護者に連絡をする。 ④ 保護者と相談し、警察や香里園・枚方市・枚方公園駅に連絡をする。 ⑤ 再度学校・地域を搜索する。 ⑥ 児童の写真を準備し、香里園・枚方市・枚方公園駅へ行き、児童が電車で乗っていないか確認する。																		
2時間 後	マスコミ対応室を設置。窓口を一本化し、教育委員会と連携し対応する。(校長、不在時は教頭)																		
その後	児童の安全が確保された場合は、連絡を入れた関係機関に児童の安全確認がとれた旨を連絡する																		

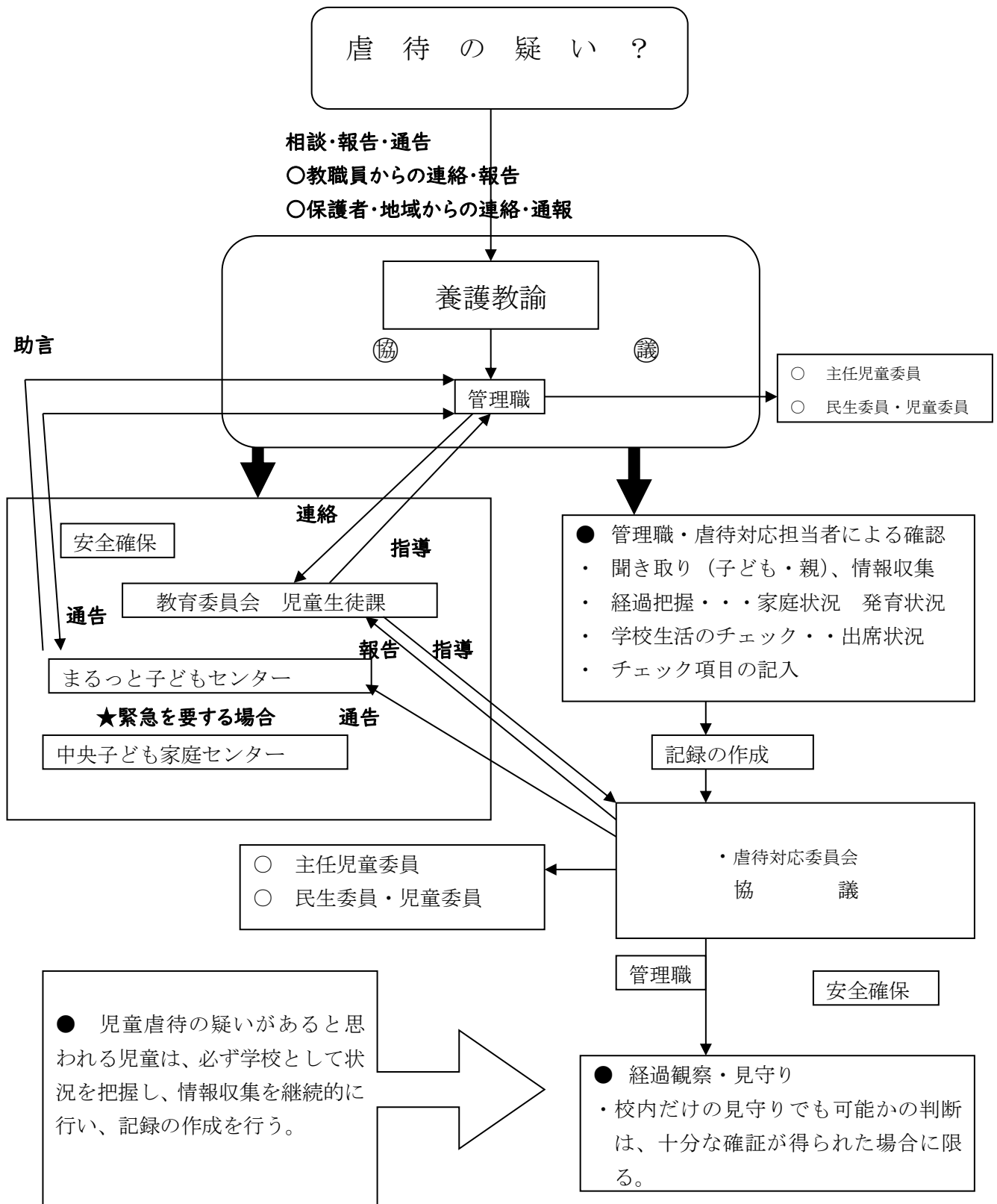
(6) 大きなケガ・アナフィラシー・心停止などの対応

体制		指揮 校長 通報連絡 教頭 事務 当該児童の対応班 校長 教頭 養護教諭 担任
事前の危機管理	継続観察	① 心臓に疾患がある児童、健康上配慮が必要な児童、行動のコントロールが苦手な児童を事前に把握する。 ② 上記の児童について、全職員で情報共有し、個々の対応を知る ③ 水泳・マラソン等危険や大きな負荷がかかる運動前には、保護者への事前確認と、十分な健康観察・準備運動を怠らない
	事前指導	① 健康上リスクの有る児童自身が体の変調を感じたときはすぐに担任もしくは近くの先生に報告すること ② 友達の様子が普段と違うと感じたら、すぐに担任もしくは近くの先生に報告すること ③ 大きなケガをして動けない友達を見たときは、無理に保健室につれてこず、近くの先生、もしくは養護教諭にすぐに連絡をすること。 ④ 大きなものが、ささっている時は無理にぬかないこと ⑤ 割れたガラスは、さわらないこと ⑥ 道具は適切に使用すること(はさみ・カッター・彫刻刀その他)
	研修	年に1回アレルギー研修(エピペンの使い方) 年に1回救急救命講習(AED 服務)
発生直後	発生直後	① 養護教諭・管理職で状態を判断し、応急手当を行う。 →頭を強く打っておらず、意識がある場合は保健室への搬送(必要に応じて担架使用) →止血・消毒・固定等 →アナフィラシーを起こした児童へは、迷わずすぐにエピペンを使用(年度当初保護者に確認の上) →心停止の場合は、その場に AED を持参し、使用 ② 病院での手当が必要な児童については、すぐに保護者に連絡の上、病院と連絡する ③ 必要に応じて、救急車依頼(搬送と同時に保護者・児童生徒支課へ連絡) ④ 事故の経過について担任が聞き取る→管理職・養護教諭へ報告 ⑤ 担任外の教師で現場の確認・片付け・他の児童に近づけないような配慮を行う。 ⑥ 必要に応じて、各学年主担任を職員室に集合させ、児童への指導(近づかない・同じ事故を起こさないなど)を指示する。
	重大事案の場合	① 救急車には、養護教諭が同乗し、病院へ搬送し、随時状況を管理職へ連絡する(重大事案は教頭もつきそう) ② 教育委員会(児童生徒課)には状況を随時報告し、指示をあおぐ ③ 学校での聞き取りが一段落したら、担任・管理職が病院・もしくは家庭訪問し、保護者対応 ④ 必要に応じ、マスコミ対応室を設置。窓口を一本化し、教育委員会と連携し、対応する。(校長、不在時は教頭) ⑤ 必要に応じ、保護者説明会を開催する ⑥ 事案を分析し、2度と同じ事故をおこさないよう適切な対応をとる
	備考	① 事故にあった児童及び大きなケガや事故の状況を目撃した児童への心のケアを行う

(7) 虐待の対応

		指揮 校長 虐待対応委員会 校長 教頭 養護教諭 生指主担 支援 Co 当該担任・学年
事前 の 危 機 管 理	確認	① 各担任 毎日の健康観察時 ② 養護教諭 体重測定や内科検診時
	事前 指導	① 教職員は、常に児童の表情・衣服・けが等の状況に敏感になり、気になることがあれば、 教頭及び虐待対応者に報告・連絡・相談をすること ② 虐待対応者は、経過を記録すること ③ 必要に応じて、外部組織を交えた虐待対応委員会を開くこと ④ 児童には困ったことがあれば、すぐに担任や心の教室相談員等本人が相談しやすい人に相談することを指導
	研修	特に研修は行わない。
発 生 後	初期 対応	① 重篤なケガはすぐに中央子ども家庭センターに通告し、教育委員会（児童生徒課）へ報告 ② 初めての時には、まるっと子どもセンターへ報告し、その指示に従って保護者に必要な注意喚起を行い、継続観察を行う。虐待担当は経過を記録しておく ③ 必要に応じてケース会議を開催する
	事後 対応	① 一時保護が決定した後は、関係機関と密に連絡をとりあう ② 一時保護解除時には、担任を中心に、スムーズな復帰を支援する ③ 個人情報には十分な注意を払う

# 虐待早期発見フローチャート



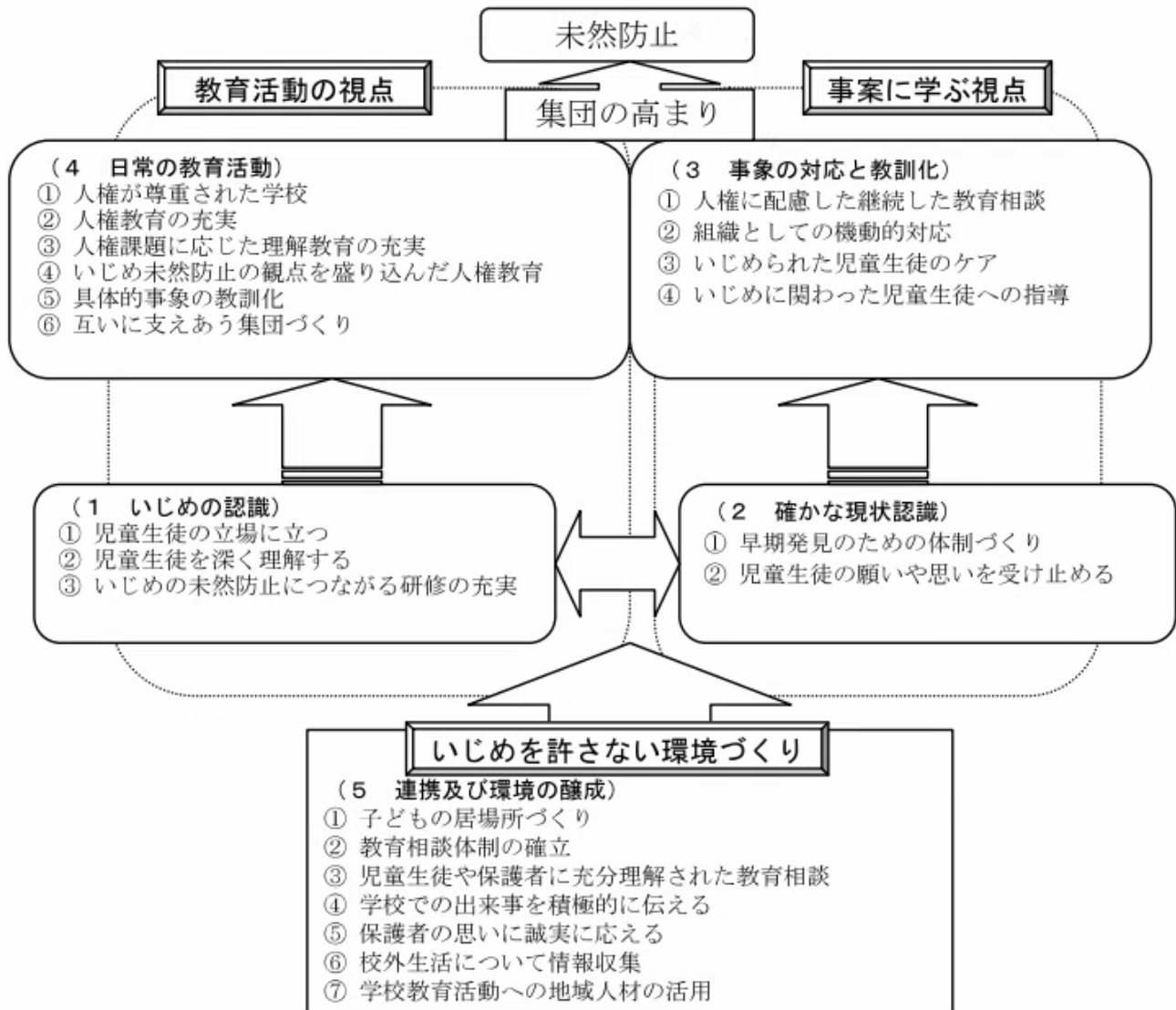
(8) 情報漏えい(ウイルス・USB 紛失等)の対応

		指揮 校長 情報委員会 校長 教頭 情報主担
事前の危機管理	確認	① 個人情報 は内部系パソコンでのみ取り扱う ② 外部系パソコンと内部系パソコンの移動のみに専用の USB を 2 本使用する ③ 電子媒体・紙媒体を問わず、個人情報は自宅に持ち帰らない ④ 私物パソコンは持ち込まない
	事前指導	① 個人情報は、児童の氏名・住所・電話・写真・作品・作文・テストなど、電子媒体や紙媒体を問わず、個人に関わるもの全てであることを念頭に扱うこと ② 家のパソコンと学校のパソコンメールのメールのやりとりは、暗号化を施し送信すること ③ 誤送信を防ぐため、事前に空メールを送ること ④ 自宅でのファイル作成・修正は、ウイルス対策をされているパソコンで行うこと
	研修	年に 1 度研修を行う
事案発生後	初期対応	① 状況を正しく把握する。(ウイルス感染時の状況・紛失時の状況・紛失データの内容等) ② ウイルス感染時には、直ちに全てのパソコンをシャットダウンする ③ 教育委員会(研修課 ICT 担当)へ報告する
	事後対応	① ウイルス感染時には教育委員会からの指示を待ち、許可がでるまで、パソコンを起動しない ② ウイルス感染・もしくは紛失時の状況を詳細に分析し、二度と同じ過ちを起こさない ③ 紛失データに個人情報が含まれている場合は、該当の保護者に連絡をとり、説明・謝罪する ④ 必要があるときには、保護者説明会を実施する ⑤ ウイルス感染事案・紛失事案の検討を行い二度と同じ事案を起こさないよう適切な対応をとる

(9) いじめ・死亡事故(自殺)の対応

体制		<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>人権教育部会 校長・教頭・部会メンバー</p> <p>緊急対策本部 校長・教頭・生指主担・担任</p>
事前の危機管理	いじめ把握	<p>① 毎月始めにいじめアンケートを行い、早期発見・早期対応を行う</p> <p>② 毎月1回職員会議後、週1回の夕礼で気になる児童についての情報交流</p> <p>③ 学校体制での支援が必要な児童については、ケース会議(必要に応じ関係機関も)</p> <p>④ 重大事案については、緊急部会を招集し、対応を協議する</p>
	事前指導	<p>① いじめとは何かについて指導</p> <p>② 違いを認め合う学級経営・学級指導</p> <p>③ 命の大切さについて考える授業</p> <p>④ 児童・保護者に対する相談窓口の周知(学校・教育委員会・その他)</p>
	研修	年に1度人権研修を行う
発生後	発生直後	<p>① 自殺を行う可能性がある場合(事案に応じて教育委員会(児童生徒支援室)に報告する)</p> <p>(ア) 本人からの情報→本人と面談し、悩みについてともに解決する 保護者へ相談することをすすめ、担任からも保護者へ連絡する</p> <p>(イ) 他からの情報→情報の詳細についての確認 本人との面談により、確認後対応</p> <p>② 校内で死亡事故(自殺)があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理職による現場の確認。警察、救急車の要請。教育委員会への報告。 当該児童の保護者への連絡</li> <li>・ 他の児童の目にふれないよう、バリケードをはる。</li> <li>・ 担任、関係者による目撃者からの情報収集</li> </ul>
	死亡事故発生当日	<p>① 緊急対策本部を設置し、情報確認及び時系列による整理</p> <p>② 教育委員会との協議後、管理職による当該児童保護者へ状況説明及び学校での今後の対応の協議</p> <p>③ 各学年主担を召集し、事故について情報共有及び児童への指導について確認(当該児童保護者の意向を尊重する)</p> <p>※憶測で話をしない</p> <p>伝える場合は、最低限のはっきりした事実のみ伝え、不必要に話を広めない。</p> <p>※マスコミの取材については、安易に答えない(窓口を一本化する)</p> <p>④ 全校保護者への書面による連絡(当該児童保護者の意向を尊重する)</p> <p>最低限わかっている事実のみ。詳細については、当該保護者との了承のもと、学校説明会を開催</p> <p>動揺している児童へは緊急のケアについて配慮</p> <p>⑤ スクールカウンセラーに連絡→カウンセラーを交えた対応協議</p> <p>⑥ 必要に応じ、マスコミ対応室を設置。窓口を一本化し、教育委員会と連携し、対応する。(校長、不在時は教頭)</p>
	その後	<p>① 緊急対策本部及び人権生指部会による死亡事故に対する徹底した原因究明と再発防止に向けた取り組み</p> <p>② 最低1ヶ月にわたる児童の心のケア</p>

いじめの未然防止に向けた取組みの推進方向イメージ



## (10) 登下校時の不審者事案の対応

### 1. 近隣の事件や不審者等の発生情報を得た場合の対応

#### 第一報による対応の判断

校長は、登下校中の児童への危害行為や、学校近隣における不審者の発生等、児童の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、その概要を把握するとともに緊急対応が必要かどうかを判断する。

### 2. 緊急対応が必要な事態(例) 以下のような状況が継続している場合に対応

- ① 凶器を持った不審者が通学路の近くをうろついている
- ② 登下校中の児童が不審者に襲われ怪我をした
- ③ 不審者が登下校中の児童に声をかけ連れ去ろうとした
- ④ 登下校中の児童が金品を奪われた
- ⑤ 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決(犯人確保)されていない
- ⑥ その他、学校近隣において児童が犯罪被害を受ける可能性がある

### 3. 児童・教職員の対応

校長は、上記により緊急対応が必要と判断した場合、教職員に必要な対応を指示する。

また、保護者に対し、一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引き取り依頼等を行う。

### 4. 関係機関との連携

校長は、学校近隣において、児童の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合に、担当教職員に指示して速やかに関係機関に連絡し、情報共有を図るとともに、必要に応じて学校の安全を維持するための協力を依頼する。

#### ○関係機関

枚方市教育委員会(児童生徒課)

枚方警察

保護者

地域コミュニティ協議会、見守り隊

## (11) 交通事故発生時の対応

### 1. 交通事故発生時の対応

児童の登下校中などで交通事故が発生した場合には、事故直後に学校に第一報が入る可能性があり、場合によっては被害にあった児童と行動を共にしていた児童が慌てて学校へ駆け込んでくる可能性がある。様々な対応を並行、手分けして行うことができるよう必要な事項を下記に定める。

交通事故発生第一報が入った場合には、その状況を聞き取るとともに、未通報であれば、学校から119番、110番通報を行う。

事故現場に「複数の教職員」で急行し、負傷者がいる場合にはその対応にあたり、状況に応じて救急車に同乗し搬送先に向かう。

現場周辺に他の児童等がいる場合には、その安全確保を行う。

以上と同時に、市教委と保護者へ第一報の報告をする。

### 2. 交通事故発生時の対応フロー（次ページ参照）

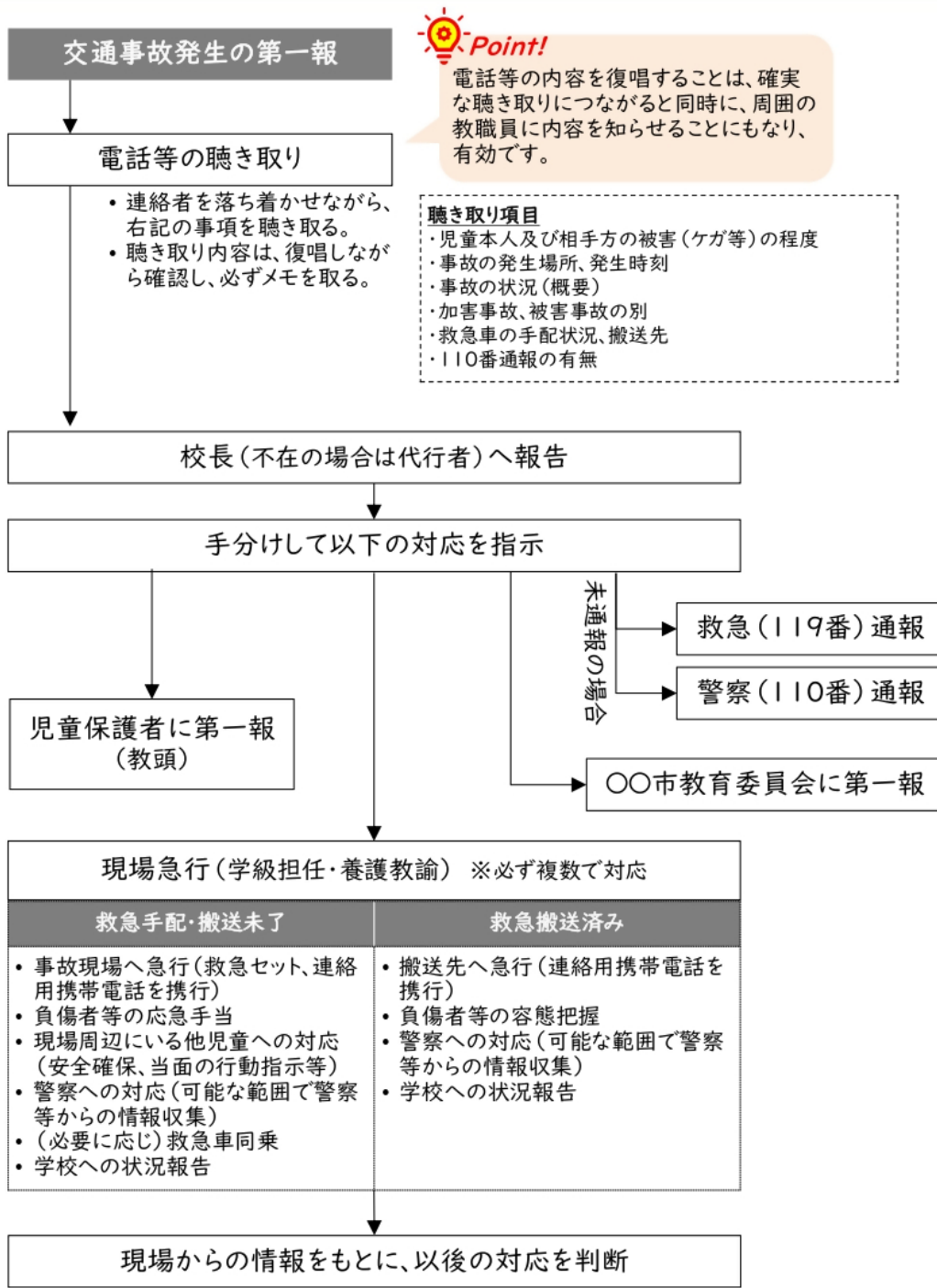
→ 第一報の聞き取り（聞き取り項目）

→ 未通報の場合、119、110番通報

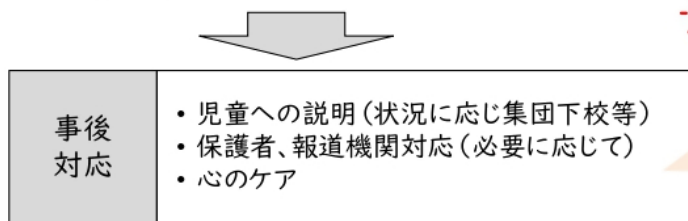
→ 事故現場あるいは搬送先への教職員派遣、派遣先での実施事項

→ 事故当事者となった児童等の保護者及び市教委への連絡

# ◆ 交通事故発生時の対応フロー



◆ 複数児童の被災など、重大・深刻な事故の場合は、事故災害対策本部を設置、組織的対応の体制を取る



**Point!**  
危機管理マニュアルの「事後対応」を参照として実施すべき事項へとつなげておくと、以後の対応がスムーズです。

## (12) 校外学習における児童の安全について 校外学習用マニュアル

### 1. 校外学習までの安全について

- ① 校外学習の下見については、安全面についても十分に把握に努める  
下見後、安全面において気になる点があった場合は、直ちに管理職にその旨を伝える
- ② 校外学習のしおりは一週間前までには各家庭に配布する
- ③ 校外学習のしおりには、「マナー」「注意事項」を必ず載せ、事前指導を行う
- ④ 特に校外学習でグループ活動を取り入れる場合は、万一の事態を想定して児童に危険回避の対応方法を指導しておく
- ⑤ 校外学習のしおりを一週間前に教頭に提出する

### 2. 校外学習当日の安全について

- ① 校外での緊急連絡は速やかに行われるように工夫する  
その場合、携帯電話の活用が有効な手段として考えられる（責任者が学校携帯を所持）
- ② 出発前に出欠確認を行い、当日欠席児童があった場合は、忘れず欠席カードに記入を行ってから出発する
- ③ 校区めぐりなど、保護者に協力をあおぐ場合、保護者の参加リストを作成する
- ④ 万一の事態が発生した場合は、引率責任者を中心に速やかに役割分担をして事態の対応にあたる

### 3 校外学習実施後の安全について

- ① 校外学習実施後、児童の安全面について気になる点があった場合、直ちに管理職にその旨を伝える
- ② 次年度、同一場所の利用も考えられるので、安全面について気になる点、配慮は必ず次年度へ申し送りを行う

## 1 運動会の受付体制について

- (1) PTA本部、生活指導委員会を中心に「お手伝い係」を募り、受付と警備をお願いする。
- (2) 運動会当日は、入校証の着用をお願いする。
- (3) 運動会当日、入校証を忘れた場合、受付にて名前を確認後、臨時入校証を発行する。
- (4) 受付は正門のみとし、東門、西門は閉鎖する。
- (5) 受付に非常用として電子ホイッスルを置く。

## 2 緊急時の対応について

- (1) 挙動不審者を発見した場合は、直ちに本部テント(管理職)まで連絡をとる。
- (2) 連絡を受け、教職員は現場に向かい対応する。(2人以上で対応)  
または、緊急暗号放送を使い不審者の存在を知らせ、現場に向かう。  
近くに児童がいる場合は近づかないよう冷静に対応する。校外に退去または職員室に連れて行く。
- (3) 不審者が暴力的行為に発展した場合は、大声で危急を知らせ、間合いをとりながらいす等を使い防ぐ。一人は直ちに本部に知らせる。
- (4) 本部は運動会の進行を中止し、緊急放送に切り替える。放送で児童の避難誘導指示を出す。  
(例文)  
「只今、校内で緊急事態が発生しました。直ちに児童のみなさんは〇〇に避難してください。教職員はそのまわりを取り囲み、侵入に備えてください。保護者の皆様は避難誘導にご協力ください。すでに本校職員が緊急事態の体制に入っていますので、落ち着いてこの放送の指示に従ってください。」
- (5) 避難誘導場所は運動場中央(開会式の体制)に集まり、教室、1運動場東(東門付近)、2運動場北(南校舎付近)、3運動場西(プール付近)、4運動場南(以楽園より) 体育館に避難する。または南校舎に全員入り全扉を施錠する。不審者の動線に重ならないようにする。
- (6) 緊急時、東西門の開閉を行う。教務主任(東門担当)、生徒指導(西門担当)は当日鍵を携帯し、対策本部の判断により門の開閉を行う。  
※ 詳細については「学校危機管理マニュアル」に従い行動する。  
※ 地震等の災害発生時は運動場中央に避難。

## 1 受付体制

- (1) PTA役員(生活指導委員会)に受付の応援を依頼する。
- (2) 受付時間は下記の通り行う。

受付開始時間から参観授業まで	PTA役員
参観授業後	PTA役員
- (3) フリー参観の受付時間帯については、事前にPTA役員と打ち合わせを行う。
- (4) 正門のみ使用する。
- (5) 来校した保護者には「入校証」を提示してもらう。
- (6) 上記を忘れた場合受付にて児童名を確認の上、名簿に記入。「臨時来校者」名札を交付する。  
なお、「臨時来校者」名札は当日のみ有効であることがわかるようにする。

## 2 不審者が侵入した場合

- (1) 不審者が侵入した場合は、直ちに職員室に連絡し、残りの者で不審者が児童、授業参観中の教室等に近づかないようにする。または不審者を職員室内に誘導する。  
不審者が侵入した時点で「学校危機管理マニュアル」に従いレベルⅠの行動をとる。
- (2) 児童の安全を最優先とし行動する。
- (3) 緊急放送が流れた場合、児童、保護者が動揺しないように落ち着いて事態の説明と保護者への協力依頼を行う。

## 3 その他

※ 詳細については「学校危機管理マニュアル」に従い行動する。



# 新たな危機事象への対応

児童生徒等を取り巻く環境は日々変化しており、事件・事故・自然災害のみならず、近年は、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害も顕在化しています。また、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要です。なお、避難訓練など国民保護に係る取組を実施する際には、保護者、児童生徒等に対し、例えば、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」）による情報伝達や避難訓練の趣旨（緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身に付ける）を正しく理解させるなど、必要以上に不安にさせたりすることがないように十分配慮してください。

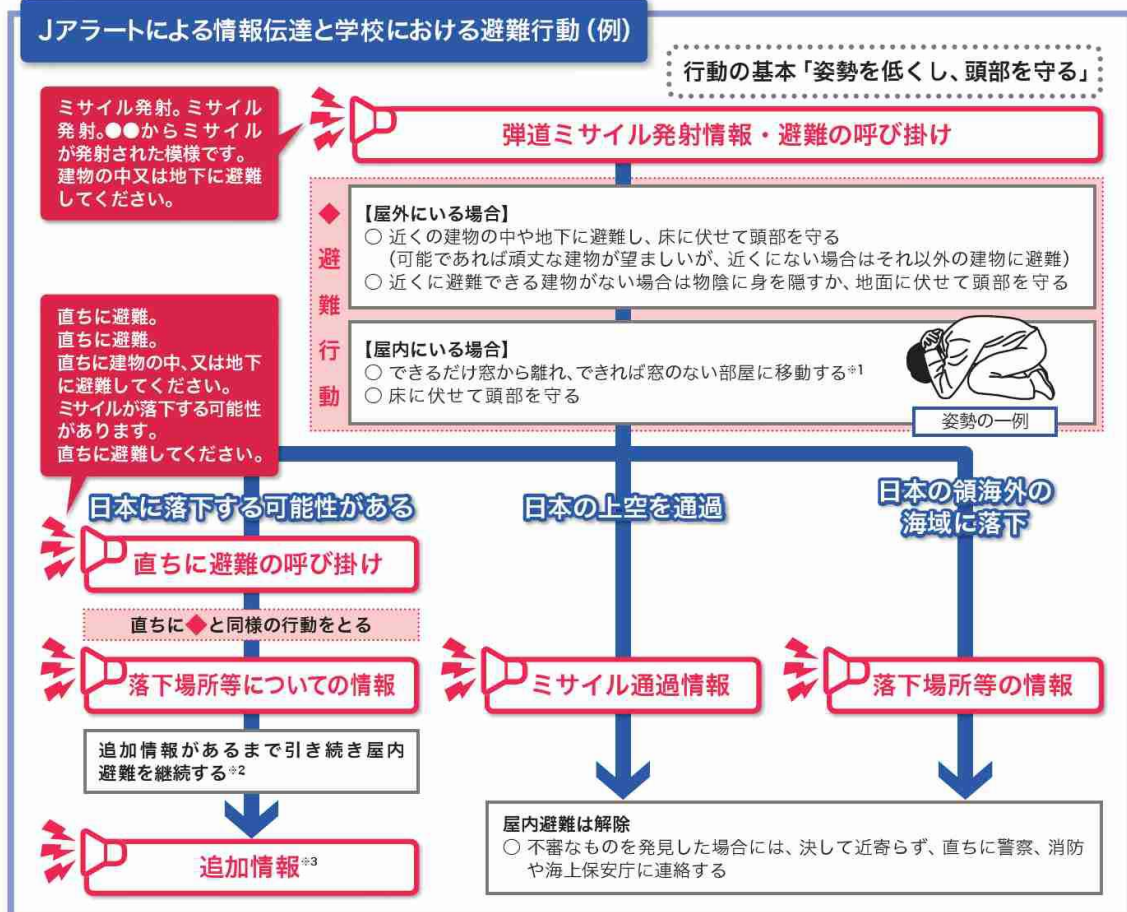
## 1 弾道ミサイル発射に係る対応について

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達されます。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

### 【1】Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要です。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能です。

#### (1) Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ



## 3-8 新たな危機事象への対応

- ※1 「弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」の時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難してください。ただし、校舎の状況や児童生徒等の避難経路など各学校の実情を十分に踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討してください。
- ※2 「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集します。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動します。もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なりますが、次のように行動します。
- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
  - 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ※3 その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられます。

## (2) 様々な場面における避難行動等の留意点

前ページにおける避難行動を基本としつつ、学校の状況や児童生徒等のいる場所に応じて適切な避難行動をとることが必要です。

## 学校にいる場合

## 【校舎内の対応例】

例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ることなどが考えられます。

## 【校舎外の対応例】

例えば、校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなどが考えられます。

## 校外活動中の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにすることが求められます。
- 校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておくことが求められます。活動場所での情報伝達方法や危機事象が発生した場合の避難について、事前に確認しておくことが重要です。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事象が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うことなど場所に合わせた対応が求められます。
- 児童生徒等に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくことが求められます。

## 登下校中の場合

- 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくことが求められます。
- 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくありません。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くことも大切です。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられます。電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うことが大切です。

## 【スクールバス等における留意点】

- 自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する、周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとります。
- バスに乗っている児童生徒等の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ること考えられます。地震の避難と同様、危機事象に遭遇した際には危険回避のために統率のとれた行動ができるよう平素から指導しておくことが大切です。



## 児童生徒等が自宅等にいる場合

- 児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておくことが重要です。あわせて、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておくことが必要です。

# 3章 個別の危機管理

## (3) 学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

- 早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Jアラートによる弾道ミサイル発射情報等が発信された後に日本の領土・領海に落下した場合は、落下情報に続いて、追加の情報が伝達されます。そのような場合を除き、上空通過の情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味しますので、日常生活に戻って登校を開始することが可能です。
- 交通機関の運行の状況等、地域によって状況が異なることから、平素から自治体が作成している国民保護計画を踏まえて、児童生徒等への連絡方法や連絡のタイミングなどについて学校の対応を検討しておくことが大切です。
- 特に、臨時休業については、学校教育法施行規則第63条に基づき学校長の判断によることとなりますが、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合に臨時休業とするか否かや登校の判断等については、学校と学校の設置者との間で事前に協議の上、あらかじめ決めておくことが重要です。

## 【2】体制整備

### (1) 適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定等

Jアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておくことが必要であり、その際、学校内での情報伝達の方法も検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておくことが重要です。

また、施設の状況や児童生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証をすることも必要です。

このほか、上述の避難行動の留意点等も踏まえて、学校内だけでなく学校外での授業も含めた様々な状況を具体的に想定しつつ、安全確保の方策についてあらかじめ検討・周知し、全教職員で共通理解を図っておかなければなりません。

### (2) 自治体の危機管理部局等の関係機関との連携

弾道ミサイルやテロ等に対する対応は市民生活とも連動するものであり、学校だけで実行することはできません。各自治体の国民保護計画を踏まえて、各学校の取組が適切に行えるよう、教育委員会等の学校の設置者が中心となり、各自治体の危機管理部局はもとより、関係機関(例えば、警察、消防、自衛隊等)と連携を強化し、学校への情報伝達や避難方法等について情報共有を図ることが重要です。

#### 【自治体の避難訓練と合わせた取組】

自治体を実施するJアラートによる情報伝達を受けて行動する避難訓練に合わせて学校の訓練を行うことは、Jアラートによる情報が校内でどのように伝達されるか(聞こえるか)を把握することや、教室をはじめ様々な場所での行動を確認するために非常に効果的です。

こうした機会を捉えて、教職員の行動確認はもちろん、児童生徒等にとっても状況を判断し身の安全を図る場所や行動を確かめることが可能です。

地震避難訓練等で身に付けた行動を生かし、どこにいても自らの判断で安全確保できるようにしておくことが大切です。



Jアラートを介した情報による状況の把握→安全な場所を判断して避難⇒姿勢を低くして頭部を守る

#### 【状況に合わせた避難行動について】

その際、条件反射的にいつも決まった行動をとるのではなく、情報の種類(緊急地震速報か弾道ミサイル発射情報か)によって判断することが求められます。

例えば、グラウンド(運動場)にいる場合に、緊急地震速報が聞こえたら「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全確保するため、運動場の中央付近で姿勢を低くして頭を守ります。

一方、弾道ミサイルの場合は、爆風や破片等の危険から身を守るための避難方法を判断し、屋内に避難するなど、同じ屋外にいた場合でも回避すべき危険(地震や弾道ミサイル等)によって避難の仕方が異なることを念頭におく必要があります。

正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか、そのときの状況によって適切に判断し行動できるように、様々な訓練を通して実践するとともに、振り返りを通して常に評価・改善を図ることが重要です。

避難訓練に参加することは、様々な危機事象を正しく理解し状況に応じて的確に行動できるようにするために、非常に有効です。

## 2 学校への犯罪予告・テロへの対応について

学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。自分の学校だけが受信している場合や近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合など、状況によっても対応は異なりますが、警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処することが必要です。

例えば、爆破予告等の情報等があった場合、児童生徒等を不安にさせない配慮をしつつ最悪の状況を想定し、安全を第一とした対応が求められます。当該情報に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察へ通報し、指示や情報を得ることが第一です。

また、世界の各地において、病院やホテル・コンサート会場・交通施設等、多くの人が集まる民間施設を標的としたテロが発生し、多くの尊い命が犠牲となっています。こうしたソフトターゲットを標的としたテロが日本でも発生する可能性が否定できないことから、学校が標的となり得る点を踏まえ、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。その際も、弾道ミサイルへの対応と同様に、学校独自に考えるのではなく、自治体の国民保護計画に沿って、発生する事案の状況に応じてあらかじめ必要な情報を共有し、いざというときに児童生徒等の安全確保ができるように備えることが重要です。

学校においては、不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施することも大切です。

### 国民保護とは

- ◆ 国民保護とは、万一、武力攻撃や大規模テロがあった際に、国、地方公共団体、関係機関などが協力して行う住民を守るための仕組みであり、その仕組みを定めたものが国民保護法(正式名称「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」)です。

この中で、各自治体の長等が各自治体等で策定された国民保護計画の定めに基づき訓練することについて、次のように規定されています。

#### 【第42条第1項】

指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

- ◆ 国民保護に関する情報は以下のポータルサイトをご参照ください。

【内閣官房 国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>



【総務省消防庁】

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2\\_1.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html)



### 全国瞬時警報システム（Jアラート）とは

- ◆ 全国瞬時警報システム(Jアラート)は、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市町村防災行政無線(同報系)等から流れる国民保護サイレン音は、国民保護ポータルサイトから確認できます。

また、Jアラートにより情報伝達があった場合は、同時に携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は、津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。



- 以上の情報は、平成30年1月時点での国民保護ポータルサイト上の情報に基づき、学校での対応の視点を加味して作成したものです。「国民保護」に関する対応は、日々、新たな情報が更新されますので、本手引のみにとらわれず、最新の情報を国民保護ポータルサイト等で取得し、適宜、危機管理マニュアルに反映するようにしてください。

# 3章 個別の危機管理

## 3 インターネット上の犯罪被害への対応について

近年、児童生徒等を脅かす犯罪被害として、インターネットを介した事案が多く発生しており、特にSNSに起因する被害は多様化・深刻化しています。

こうした被害を発見した場合は、早急な対応が必要になるため、すぐに警察、法務局・地方法務局に相談することが大切です。

学校においては、犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、最新事例(警察庁ウェブサイト等を参照)の把握や情報モラル教育の充実に努めるとともに、被害があった場合は、警察、法務局・地方法務局にすぐに相談できるよう、日頃から、体制の構築しておくことが必要です。

また、保護者に対しては、児童生徒等がトラブルに巻き込まれないようするために、携帯電話等の「フィルタリングサービス」の必要性について指導をすることなどを通して、保護者と児童生徒等と一緒に考える機会を作るように案内することも大切です。

### 【被害事例】

- 自撮り画像の送信
  - 女子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男性モデルになりすました男に、自分の裸の画像を送信させられた。
- 危険な出会い
  - 親とけんかをした女子中学生は、宿泊場所の提供を求めコミュニティサイトに書き込んだところ、車で迎えに来た男から家出をするようにそそのかされ、そのまま男の家に連れて行かれた。
  - 男子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男と実際に会った結果、わいせつな行為をされその様子をデジタルカメラで撮影された。その後、男から「学校にばらす」と脅された。



### 加害者にもならない

近年、スマートフォン等の普及に伴い、手軽に写真や動画をインターネット上に投稿することができるようになったため、児童生徒等がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっています。そのため、加害者にならないよう、他者の権利を尊重し、情報社会での自らの行動に責任をもち、適切に判断・行動できる力を身に付けさせることも大切です。

### <指導ポイント例>

- ◆ 人を傷つける書き込みは、人権侵害であり、犯罪になることもある。
- ◆ 自らの投稿で他人に損害を与えれば、損害を賠償する責任を負うこともある。

### 【参考となる資料等】

#### 子供の性被害対策(警察庁)

[https://www.npa.go.jp/policy\\_area/no\\_cp.html](https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp.html)



#### インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発動画(公益財団法人警察協会)

<http://www.keisatukyokai.or.jp/untitled29.html>



#### 情報モラル教育の充実(文部科学省)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm)



#### 青少年を取り巻く有害環境対策の推進(文部科学省)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/1354754.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm)



出展：文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」